（以下、委員限り）

収支報告書等の記載等について政治団体から問い合わせの多い事例

具体例	類型	問い合わせ内容
・商品券 ・ギフト券 ・Suica ・ICOCA ・TOICA ・PASMO ・nanaco ・WAON	前払式証票等による支払い	金銭の支出により前払式証票等（電子マネー等を含む）を購入する時点と、それらを用いて実際に売買等をする時点があり、記載方法が分からない。
・PiTaPa ・iD ・QUICPay ・クレジットカード（ETCカード含む。）	後払い式電子マネー等による支払い	実際に売買等をする時点と、後日、売買契約の相手方と異なる相手に金銭を支出する時点があり、記載方法が分からない。
・事務所、労務、物品の無償提供 ・無利子の貸付	無償提供等の取扱い	金銭以外のものを寄附された場合等に記載方法が分からない。
・アスクル ・カウネット	領収書等は１枚であるがその支出の目的の支出分類が複数ある場合	法人向け文具サービスなどにおいて、何度注文しても、支払いは月１回、領収書等はその１枚となっているが、帳簿上の支出は、複数の分類項目にまたがるにもかかわらず、領収書等は１枚となり、帳簿と領収書等が対応しない。

Ⅰ．前払式証票等による支払い

１．特徴

①　商品券等に記載又は電磁的な方法で記録された金額等に応ずる対価が、事前に支払われる（いわゆるプリペイド）。

②　商品を購入するとき等に、商品券等が、提示、交付その他の方法により使用される。

具体例）〇商品券、ギフト券等

〇Ｓｕｉｃａ、ＰＡＳＭＯ等前払い式電子マネー

（チャージ上限額２万円～５万円）

※　残額が一定金額以下になると、クレジットカード機能を用いてチャージする機能（オートチャージ）を付加することもでき、この場合後述するⅡのケースと混在することとなる。

※　商品券、ギフト券等を自ら使用する場合の記載方法についての検討であり、贈与等を目的として購入する場合は、単なる物品等の購入の取扱いとなる。

２．これまでの政治資金規正法の整理

①チャージした時点等

支出）チャージした金額を「その他の経費」に計上

②電子マネーにより、物品やサービス等を購入した時点

支出）支出分類ごとに支出額を計上

収入）「その他の収入」に支出額と同額を計上

【理由】

①政治資金規正法における「支出」は、いわゆる約束ベースのものは除かれており、また、収支報告書の記載も現金主義と解されており、金銭が費消された時点で支出を計上する。

②しかし、①のみでは、電子マネーの運営会社への支出のみとなり、政治資金の支出の実態が明らかにされないこととなることから、電子マネーを使用した時点でも支出を計上する。ただし、これだけでは、支出を二重に計上することとなることから、経理上の処理として、支出額と同額の収入を計上する。

３．簡便化について

Ａ　２①のみを記載…現金主義を重視

・支出対象行為の内容が分からない。（備考欄に内容を記載するか。）

・収支報告書への支出の個別記載基準「１万円超」との関係をどう理解するか。

Ｂ　２②の支出のみを記載…支出実態の公開を重視

・①と②が年度をまたがった場合に実際の支出額と帳簿上の支出額に齟齬が生じ、結果として、繰越額にも齟齬が生じる。（最後の支出の際に残高を備考欄に記載するか。）

※　政党助成法との関係をどう理解するか。

※　会計帳簿ソフト

Ⅱ．後払い式電子マネー等による支払い

１．特徴

①信用供与された限度額の範囲内で、商品を購入するとき等に、カード等が、提示その他の方法により使用される。

②後日､商品購入の代価等をカード会社等に支払う(いわゆるポストペイ)。

具体例）〇PiTaPaなど後払い式電子マネー

〇クレジットカード（ＥＴＣカードを含む。）

２．これまでの政治資金規正法の整理

①クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点

支出）支出分類ごとに支出額を計上

収入)「その他の収入」に支出額と同額を計上

②カード会社等に支出した（口座振替等）時点

支出）支出した金額を「その他の経費」に計上

【理由】

①②のみでは、カード会社等への支出のみとなり、政治資金の支出の実態が明らかにされないこととなることから、クレジットカード等を使用した時点でも支出を計上する。ただし、これだけでは、支出を②も含め二重に計上することとなることから、経理上の処理として、支出額と同額の収入を計上する。

②政治資金規正法における「支出」は、いわゆる約束ベースのものは除かれており、また、収支報告書の記載も現金主義と解されており、金銭が費消された時点で支出を計上する。

３．簡便化方策

Ａ　２①の支出のみを記載…支出実態の公開を重視

・①と②が年度をまたがった場合に実際の支出額と帳簿上の支出額に齟齬が生じ、結果として、繰越額にも齟齬が生じる。（年度末に未払い額がある場合は、それを備考欄に記載するか。）

※　政党助成法との関係をどう理解するか。

※　ＥＴＣについては、使用時点において利用証明書が交付されないため、記載しがたいとの話もあるが、概ね２日後にはネット上で確認可能となる。

Ｂ　２②のみを記載…現金主義を重視

・支出対象行為の内容が分からない。（備考欄に内容を記載するか。）

・収支報告書への支出の個別記載基準「１万円超」との関係をどう理解するか。

※　リボ払いについては、売買契約と実際の代金支払の対応関係が希薄なため、Ａ、Ｂともに備考欄に付随情報を記載させることとした場合、対応が困難

※　会計帳簿ソフト

Ⅲ．無償提供の取扱い

１．これまでの政治資金規正法の整理

①金額に換算して「寄附」として収入に計上。
　備考欄に「無償提供」と記載。

②同額を「その他の経費」として支出に計上。
　支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載。

【理由】

①物品やサービスの無償提供であれば寄附に当たらないとするならば、本来は政治団体が金銭を支出し、物品やサービスを購入するところを他者がこれらの物品やサービスを無償で提供し、結果として、これらの収支ともに記載しなくともよくなるが、それでは、政治資金規正法の収支の公開や授受の規制といった基本理念を没却しかねないため。

②経理上の処理として同額を支出することとしなければ、政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が現金主義を取っているにもかかわらず、①の利益が永続的に収入（及び繰越額）に含まれてしまうこととなるため。

※「寄附」については量的制限（個別制限・総枠制限）、質的制限の規制があるところ

２．今後の取扱い

上記の理由から、この取扱いを維持することが必要。

この問題の本質は、上記理由にあるとおり経理上の技術的取扱いとしての支出計上の問題ではなく、実際には財産上の利益を受けていることから、まずは、それを収入として認識し、収支報告書等に記載する必要があるという収入の問題である。

そのため、これについては、国会議員関係政治団体に限らず、引き続き、関係者に対し、収入支出の経理処理の方法の周知を行っていく。

※．無利子貸付けの取扱い

〇これまでの政治資金規正法の整理

①そのときの金融情勢下で通常支払うべきものとされる利子相当分を「寄附」として収入に計上。

②同額を「その他の経費」として支出に計上。
支出の目的欄には「無利子の借り入れによる寄附相当分」と記載。

〇理由及び今後の取扱いについては、無償提供の場合と同じ。

Ⅳ．領収書等は１枚であるがその支出の目的の支出分類が複数ある場合

１．問題の所在

アスクル、カウネットなど法人向け文具サービスにおいては、注文後即日配送され、何度注文しても、支払いは月１回、領収書等はその１枚となっている。

よって、帳簿上の支出は、複数の分類項目にまたがるにもかかわらず、領収書等は１枚となり、帳簿と領収書等が対応しない。

２．対応

会計帳簿と領収書等が１対１で対応することまでは、法令上求められていない。

領収書等の写しについては、支出の項目ごとに分類して提出することとなっていることから、複数の支出項目にまたがる場合は、領収書等に下の例のように記載するなどし、それを必要枚数複写し、提出する。

例）

「うち	備品・消耗品費	椅子購入費	○○，○○○円
		文房具代	○○，○○○円
	組織活動費（大会費）	文房具代	○○，○○○円」